

市民が主体のまちづくり

～名寄市自治基本条例～

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールです。
今月号では、「名寄市自治基本条例」が定める「行政運営の基本」について紹介します。

第18条

行政運営の原則

本条では、市長等はまちづくりの基本原則で示された「市民参加」と「情報共有」の考え方にに基づき、公正で透明性の高い行政運営を行うよう定めています。

また、市長等は行政運営にあたり、総合計画を最上位とするさまざまな計画、財政運営、行政評価などの制度を相互に関連させ、その整合性に配慮しながら継続的で計画的な行政運営を行うとともに、憲法や地方自治法にある地方自治の基本理念に基づきながら、自主的な法律解釈と積極的な運用について適正に行うよう定めています。

第19条

総合計画など

本条では、まちづくりにおける最上位計画である「総合計画」の策定根拠、進行管理、市民意見の反映および施策の進捗状況の公表や検討・見直しについて定めています。

進行管理
各政策や事業を行うにあたって、計画と施策との整合性を図り、継続的な進行管理を行います。

進行管理



策定
平成23年から総合計画の策定に法的な義務付けはなくなりました。
しかし、総合計画は長期的視点に立って行政運営を行うために重要なものであることから、本条にて総合計画の策定を義務づけています。

市民意見の反映
策定にあたっては、市民へ積極的に情報提供を行うほか、審議委員等の公募や市民論議および意見交換の機会を設け、市民意見を反映します。

進捗状況の公表と検討・見直し

総合計画に基づく施策の進捗について、市民に公表するほか、社会情勢や市民ニーズの変化に対応した検討・見直しを行います。



第20条 財政運営

本条では、行政運営の基礎となる財政運営の考え方を定めています。

財政自治の原則

自立した行政運営やまちづくりを行ううえで、自らの判断と責任による財政運営を行うことが重要であることから、市長等が、自主的な財源を確保し事業の選択と集中による財政自治の原則を守ります。

計画的で健全な財政運営

行政評価による検証結果を踏まえ、効率的で実効性の高い予算編成を行い、計画的で健全な財政運営に努めます。

情報提供

予算や決算の内容について、市民にわかりやすい表現や解説により、広範囲なよるや市ホームページなどの情報提供に努めます。

第21条 行政組織

本条では、市の組織が市民にとってわかりやすく、機能的で効率的な組織機構でなければならないと定めています。

また、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対して、部署間の横断的な連携が図ることのできる柔軟な組織編成が行われなければならないことを定めています。

第22条 行政評価

本条では、市が推進する施策や事務事業などの進捗および実施状況を点検する「行政評価」について定めています。

行政評価は、効果的で効率的な行政サービスの提供や行政運営における透明性の確保が図られるなど、市民主体のまちづくりを推進するための重要な制度と位置づけています。

第23条 行政手続

「行政手続」とは、公的な事務処理に関する市民からの請求に対して、その事務処理の基準を示すことにより、市民の権利利益の保護を図る制度です。

「名寄市行政手続条例」で手続きに必要な事項を定めていますが、市民の権利利益の保護に関わる重要な事項であることから本条で規定しています。

第24条 危機管理体制

本条では、市民の生命や財産、日常生活の平穏を守るため、災害などの不測の事態に備え、組織全体で総合的に対応し、迅速かつ効率的・機能的な活動ができるよう危機管理体制の確立に努めるよう定めています。また、町内会や市内の事業者および関係機関、さらには国・道などと連携・協力を図りながら、災害などに備えるよう定めています。